

事務連絡
令和2年5月7日

関係業団体の長様

愛知県建設局土木部
建設企画課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応の延長について（送付）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、令和2年4月9日付けで参考送付しているところですが、このたび、令和2年5月4日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間が令和2年5月31日まで延長されました。

つきましては、別添のとおり対応することにしておりますので、お知らせします。

貴職におかれましては、今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、ご理解・ご協力をお願いするとともに、当該対応について貴団体の会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

担当 土木部建設企画課土木技術グループ
電話 052-954-6507(ダイヤルイン)
内線 2875、2891

担当 土木部建設企画課建築技術・工事検査グループ
電話 052-954-6615(ダイヤルイン)
内線 2889、2890

2 建企第 6 2 号
令和 2 年 5 月 7 日

局 内 各 課 室 長
局 内 各 地 方 機 関 の 長
都 市 整 備 局 各 課 室 長 殿
建 築 局 各 課 室 長

建 設 局 長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応の延長について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 8 日付け 2 建企第 2 7 号）（以下「4 月 8 日通知」という。）により、適切な対応をお願いしてきたところですが、このたび、令和 2 年 5 月 4 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間が令和 2 年 5 月 3 1 日まで延長されましたので、引き続き、4 月 8 日通知により、適切に対応してください。

担当 土木部建設総務課契約第一グループ
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 6 0 8 (ダイヤルイン)
内線 2 6 3 2、2 6 3 5
担当 土木部建設総務課契約第二グループ
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 6 1 3 (ダイヤルイン)
内線 2 6 3 3、2 6 3 4

担当 土木部建設企画課調整グループ
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 5 0 6 (ダイヤルイン)
内線 2 8 8 8、2 8 8 7
担当 土木部建設企画課土木技術グループ
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 5 0 7 (ダイヤルイン)
内線 2 8 7 5、2 8 9 1
担当 土木部建設企画課建築技術・工事検査グループ
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 6 1 5 (ダイヤルイン)
内線 2 8 8 9、2 8 9 0

2 建企第 2 7 号
令和 2 年 4 月 8 日

局 内 各 課 室 長
局内各地方機関の長
都市整備局各課室長 殿
建築局各課室長

建設局長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う工事及び業務の一時中止等については、適切な対応をお願いしてきたところではありますが、令和 2 年 4 月 7 日に内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされました。本県は、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」という。）には含まれてはおりませんが、感染拡大防止に向け、今後の工事及び業務について、下記の通り定めましたので適切に対応してください。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和 2 年 2 月 28 日付け 31 建企第 689 号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長」等について」（令和 2 年 3 月 12 日付け 31 建企第 731 号）、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等について」（令和 2 年 3 月 19 日付け 31 建企第 761 号）、及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の入札等の手続の対応について（通知）」（令和 2 年 3 月 3 日付け 31 建総号外、31 建企号外）（以下「旧通知」という。）については、廃止します。

記

I. 既契約の工事及び業務（今後、契約を締結するものを含む）

1. 受注者の希望に応じた一時中止措置等

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責によらない事由とし、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととする。

なお、以上の措置を講じるに当たっては、令和 2 年 4 月 7 日に改正された「新型

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されていることに留意し、適切な対応を行うこととする。

2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、適切な対応を行うこととする。

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようにすること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられている。

建設工事の現場では、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要である。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要がある。

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、受注者に対して周知徹底を図るなど、適切な対応をお願いすること。

3. 中間前金払及び部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う工事の一時中止等を実施する受注者については、当該一時中止等によって受注者の資金繰りが逼迫することのないよう、中間前払金及び部分払の支払希望がある場合には令和2年3月12日付け31建総第1195号建設局長通知を踏まえ、適切に対応すること。

II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

1. 入札等の手続について

工事等の総合評価落札方式等の評価項目として、施工実績、手持ち業務量を考慮しているところであるが、今後公告する工事等については、旧通知や本通知I.を踏まえ、以下の対応を行うこと。

- ・旧通知や本通知I.に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・旧通知や本通知I.に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止等を行った業務のうち、当該一時中止等がなければ「手持ち業務の状況」の基準日において完了する予定であった業務については、手持ち業務に含めない。

2. ヒアリングの実施について

工事等の入札等の手続に当たって、今後公告を予定している案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話にて実施する。
- ・やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

担当 土木部建設総務課契約第一グループ

電話 052-954-6608(ダイヤルイン)

内線 2632、2635

担当 土木部建設総務課契約第二グループ

電話 052-954-6613(ダイヤルイン)

内線 2633、2634

担当 土木部建設企画課調整グループ
電話 052-954-6506 (ダイヤルイン)
内線 2888、2887

担当 土木部建設企画課土木技術グループ
電話 052-954-6507 (ダイヤルイン)
内線 2875、2891

担当 土木部建設企画課建築技術・工事検査グループ
電話 052-954-6615 (ダイヤルイン)
内線 2889、2890